

標準化会議 電子投票向け ご説明資料

SWGおよびAHGの位置づけと 規程の整備

2025-09-05

TTC 三宅

はじめに

- 「標準化会議 細則」の規定の見直しが必要な状況。
 - これまでは、明確な規定がない運用もあり、企画戦略委員会の“裁量”で運用。
 - 特に、SWGとAHGは明確な規定がない状況だった。
- 実態にあうよう、運用規則「標準化会議細則」を改定したい。
 - 現行の運用をもとに、できる限り負荷のない移行・規則改定を目指す。
 - あわせて、細則の他の規程や条項との不整合な表現なども併せて修正したい。
 - 改定案について意見を照会し、企画戦略委員会で意見集約を図りたい。

背景と対応

- SWGとAHGについては明確な規定がなかった
 - 標準化会議、企画戦略委員会、専門委員会、アドバイザリグループは標準化会議規程・標準化会議細則に定めがある。
 - 規程のないSWG/AHGは、「細則第23条（企画戦略委員会への委任）」に基づき、企画戦略委員会で定められた範囲で運用されている。
 - 第156回企画戦略委員会で、次ページ以降のSWG/AHGの運用規則が参考として示されたことがある
 - 細則第23条
この細則で定めるものを除き、標準化会議の運営に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、企画戦略委員会が定める。
- 今後の対応
 - 本資料と併せて配布の「標準化会議細則」改定案についてご意見いただきたい。
 - 次回7/28(月)開催の企画戦略委員会で審議のうえ、標準化会議に付議する。

サブワーキンググループ (SWG)

第156回企画戦略委員会での参考資料
(ハイライトは追記)

<SWGの設置・運営>

1. SWGの定義と概要

SWGは、専門委員会配下で、専門委員会に閉じて、特定議題の議論と情報共有を行う場。

A) 活動目的（専門委員会との違い）

専門委員会内の特定事項に関して、メンバーを集め、議論を行う。

B) 活動期間

特に、期限を定めない。

C) 構成員資格

SWGメンバに登録されていること。（専門委員会には登録しないが、SWGのみ登録も可）

2. SWGの設置・終了

SWGの設置は、専門委員会で、活動目的と運用方法等、必要性を確認の上、企画戦略委員会の承認を得て設置する。

SWGの終了は、専門委員会で、目的を達成状況を確認した上で、企画戦略委員会へ報告する。

3. SWGの運営

SWGの運営は、専門委員会の運営に準じて運営されるが、標準化会議への付議や、TS/TRの制定は、専門委員会の審議を必要とする。

SWGの活動内容は、専門委員会の中期標準化戦略に実績と計画を記載し、報告されること。

<AHGの設置・運営>

1. AHGの定義と概要

AHGは、**専門委員会を横断して、特定議題に関する議論と情報共有**を行う場。

専門委員会内にメンバーが閉じている場合（同一専門委員会内SWG横断等）、AHGの設置は不要。

A) 活動目的（専門委員会、SWGとの違い）

AHG設置によるTTCのメリットは、特定事項に関する有識者や専門家が、様々な専門委員会に分かれて登録されている場合に、会員に追加の費用負担を求めることなく有識者を集約することが可能となることで、部門や専門委員会を横断した有識者による議論が可能となり、議論の活性化とその深度を深めることが可能となる。また、参加メンバーが、議論内容を所属専門委員会に持ち帰り、専門委員会内での共有や検討が可能となり、会員にとっても最新情報共有のメリットがある。

B) 活動期間

2年程度。（延長可）

C) 構成員資格

AHGは、**議題に関連する専門委員会メンバー**に登録されていることが条件。（会員外参加不可）

2. AHGの設置・終了

AHGの設置にあたっては、リードする専門委員会が、活動目的と運用方法を明確にし、**企画戦略委員会へ設置を付議**する。

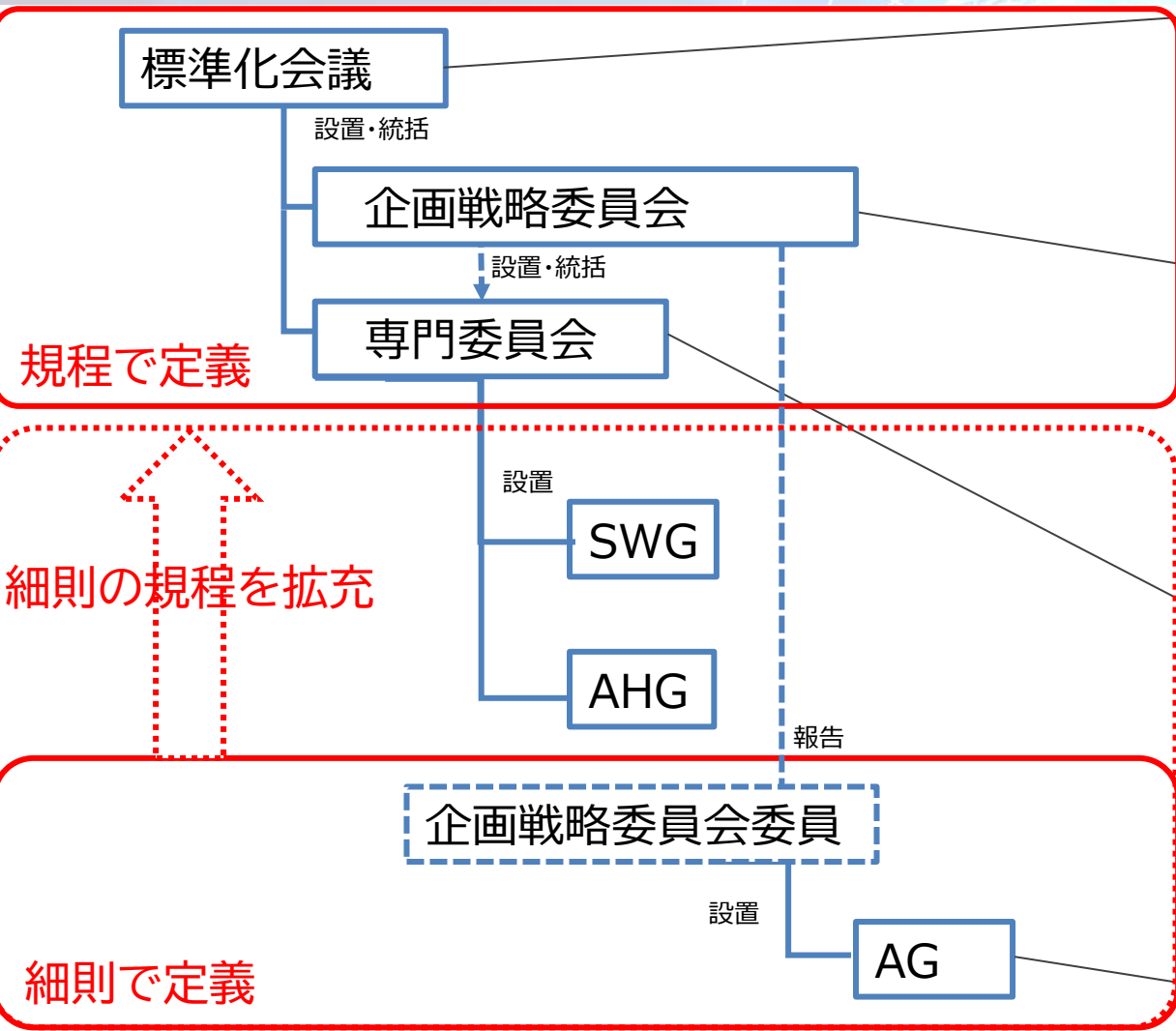
AHGの終了にあたっては、目的の達成状況と今後の議論方法を企画戦略委員会へ報告する。

3. AHGの運営

AHGの運営は、**リード専門委員会が、活動目的と運用方法に則って、AHGリーダーと事務局とで運営**する。

AHGの活動内容は、**リード専門委員会の中期標準化戦略に実績と計画を記載**し、報告されること。

標準化会議以下の体制(規程)



権能 (規程第2条)

- (1) 標準の制定、改定及び廃止
- (2) 標準の解釈の承認
- (3) 中期標準化戦略の決定
- (4) 第11条に定める企画戦略委員会の運営に関する事項の決定
- (5) 調査及び研究

議長・副議長 (規程第6条)

委員・特別委員 (規程第4条・規程第5条)

権能 (規程第11条)

- (1) 中期標準化戦略(案)の策定
- (2) 第19条に定める専門委員会の活動の統括
- (3) 専門委員会の新設、統合、分離及び廃止、並びに専門委員会の属する部門(取組対象とする標準化活動領域に基づき、関連のある複数の専門委員会で構成する専門委員会のグループ)の設定
- (4) 標準化会議委員から提出された要望に対する対処
- (5) 標準の普及活動
- (6) 標準化団体との国際連携活動及び標準化団体の活動の調査
- (7) その他標準化会議で定める事項

正副委員長 (規程第16条)

委員・特別委員 (規程第14条・規程第15条)

権能 (規程第19条)

- (1) 標準の制定、改定及び廃止その他の事項について標準化会議へ提出する案の作成。
- (2) その他標準化会議で定める事項。

正副委員長 (規程第20条・規程第22条) 専門委員会の投票で選任

委員 (規程第21条) 特別委員(細則第20条)

権能 (細則第21条)

企画戦略委員会委員は、自担当のジャンルの標準化活動を推進するためにアドバイザーグループを設置できる。アドバイザーグループを設置する場合は、以下の事項を企画戦略委員会に報告しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 構成員
- (3) 任期

なお、構成員は会員内外を問わないこととする。

2 第1項で報告された事項が変更された場合は、速やかに企画戦略委員会に報告しなければならない。

3 構成員は、専門委員会に対していかなる影響も与えてはならない。

SWGの運用実態

- 現在運用されているSWGは26
 - 専門委員会のスコープの範囲内で特定議題・領域を検討することが目的
 - 25のSWGは[専門委員会名+特定議題・領域]の形で定義されている
「ICTと気候変動SWG」のみ親専門委員会との関連性が希薄なため、特別な運用も想定
 - 特定議題・領域のアップストリーム(寄書提案)、対処方針検討も担うケースが多い
 - 親専門委員会への報告は必要ながら、特定議題・領域で独立した活動ができることが望ましい
 - 標準案等を標準化会議へ提出する場合は、親専門委員会から諮ることにする
- 確認いただきたいこと
 - 親専門委員会との関係(独立審議をしているか、報告の方法など)

SWGの規定(改定案)の骨子

- 専門委員会は、取組対象とする標準化活動領域のうち「特定の領域」を取組対象とするSWGを設置できる。
 - 親となる専門委員会は、SWGのToRを定め、企画戦略委員会へ申請し、承認を受ける。
 - SWGの統合、分離は、企画戦略委員会の承認が必要。
 - SWGの廃止は、企画戦略委員会への報告が必要。
 - 活動期間を定めない。
 - SWGは、ToRに規定された特定の標準化活動領域に関するものについて権能をもつ。ただし、標準の制定等、標準化会議へ提出する案は、親専門委員会で審議し、親専門委員会が標準化会議へ諮る。
 - 委員は、標準化会議規程21条を準用(SWGへの登録を必須とし、専門委員会への登録は必須としない)。ただし、会費規程上は親専門委員会へ参加した場合と同じ扱いとする。
 - リーダー1名、必要に応じてサブリーダー1名を置く。リーダー(およびサブリーダー)はSWG委員の互選で決定し、親専門委員会へ報告する。
 - SWGの運用に特別な定めが必要な場合、親専門委員会を通じて企画戦略委員会へ提案し、承認を受ける。

AHGの運用実態

- 現在運用されているAHGは3つ
 - うち2つは廃止されていないものの、現在の活動実態はなし
 - 残り1つはITU-T FG ANに対応することを目的
 - 活動範囲と活動期間が限定されており、複数の専門委員会を横断した領域を扱う。
 - (FG対応のため)規格制定の権能がない(必要ない)
 - 構成員はTTC会員に限定している
- 今後のAHGの運用への備えを含める
 - FGへの対応に加え、JCAへの対応も考慮しておくことが望ましい

AHGの規定(改定案)の骨子

- 専門委員会は、他の専門委員会との間で、標準化活動領域を横断する議論又は情報交換を活動対象とするAHGを新設できる。
 - リード専門委員会は、AHGが取組対象とする横断的領域をToRに定め、企画戦略委員会へ申請し、承認を受ける。
 - AHGの統合、分離は、企画戦略委員会の承認が必要。
 - AHGの廃止は、企画戦略委員会への報告が必要。
 - 活動期間は2年、延長には企画戦略委員会の承認が必要。
 - AHGの権能は設置後のリード専門委員会及び関連する他の専門委員会の権能を含め、企画戦略委員会が決定する。
 - 委員は、リード専門委員会および関連する専門委員会(そのSWGも含み)に参加しているTTC会員から参加することができる。
 - リーダー1名、必要に応じてサブリーダー1名を置く。リーダーはリード専門委員会より参加の委員からAHGの互選で決定(サブリーダーはAHG委員から互選で決定)し、親専門委員会へ報告する

アドバイザーグループの規定(改定案)の骨子

アドバイザーグループについての規定は現在の細則にあるが、齟齬や不足があるため、以下のとおり修正・明確化。

- 標準化会議規程第13条の記載と標準化会議細則第21条の記載に若干のずれがある(設置者が企画戦略委員会(規程)vs企画戦略委員会委員(細則)となっている)ため、規程の記載に合わせる形とする。
- アドバイザーグループの設置の目的・取組対象をToRに明記。
- アドバイザーグループには設置期間を設けることができる(延長可)。
- アドバイザーグループの権能は、調査等を行い、企画戦略委員会に情報提供・助言すること。
- 構成員は、会員の内外を問わず、企画戦略委員会が任命。
- リーダー1名、必要に応じてサブリーダー1名を置く。リーダー(およびサブリーダー)は構成員の互選で決定し、企画戦略委員会へ報告する。

特別委員について

- 専門委員会特別委員の任命については、慣行として事務局内の決裁により行われていたが、標準化会議細則第20条では、専門委員会が専門委員会特別委員を任命することになっていることから、今後は規定どおり、専門委員会委員会で任命することとする。ただし、特別委員には旅費等を要する場合があることから、任命する前に事務局担当者にご相談いただきたい。
- 専門委員会などに、委員や特別委員でない次の者がオブザーバーと称して参加している実態がある。
 - 一、二回程度の会合だけに限って参加が必要な者(アップストリーム会合での寄書説明のための出席、後任の委員への引継ぎのための前任者の出席等)
 - 総務省所管課の職員
- しかし、「オブザーバー」は規程上になく、これらの者が会議で発言している実態もあることから、これらについても、特別委員として任命することとしたい。
- なお、上述の「一、二回程度の会合だけに限って参加が必要な者」については、標準化会議細則上、特別委員の任期が1年であることがネックとなっていると考えられることから、今般、特別委員の任期を「1年以内で定める」ことと改正する。
- SWG,AHGについても、専門委員会と同様の特別委員の制度を、細則で規定する。

その他の細則の改定

- 専門委員会のToR、アップストリーム、ダウンストリームに関する規定
 - 現状は標準化会議細則には規定がないため、ToRを規定することや、国内審議委員会としての対応を権能に加える規定を追加する。
- 専門委員会/SWG/AHG/AGの規定条項を整理
 - (1) 設置、統合、分離、廃止、(2)権能、(3)委員の構成、(4)運営方法の順に整理
- そのほか、表記の一貫性やエディトリアルな修正を実施

[戦略企画委員会等への照会に対していただいた意見]

- 国際連携AGに設置されているタスクフォース(TSAG対応-TFとAPT-WTSA準備会合TF)は、対処方針や寄書審議がされており、AGの規定と合わないのではないか。
 - 今後、両TFの位置づけを専門委員会とする方向で検討しています。そのため、今回の細則改定にTFの定義を含めませんでした。
- SWGの中期標準化戦略の検討の際に、活動計画・活動結果を親専門委員会が承認する運用としているが、このような運用を規定しなくてよいか
 - SWGは、親専門委員会のToR(の一部)を引き受ける形で運用されるため、詳細は親専門委員会で決めていただいて問題ないと考えます。
- SWG特別委員は親専門委員会の承認なしで任命可能と理解してよいか。
 - その理解でよろしいですが、交通費支給等の処理が必要な場合もあるため、SWG特別委員を任命した際には、親専門委員会と事務局へご報告ください。